

巻頭言

COVID-19と日本法教育研究センターの教育と研究

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）センター長

藤本 亮

はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）は、法学研究科との緊密な連携のもと、8箇所に海外研究拠点「日本法教育研究センター（CJL）」を展開し、教育による人材育成と比較法学の共同研究をすすめている。このうち4拠点では現地のトップ校たるパートナー校の法学部生に対して「日本語による日本法教育」のプログラムを提供している。このプログラムの特徴は、日本語初学者たる学部課程1年生から、極めてインテンシブな、しかも法学学習を念頭に置いた日本語教育を先行させつつ、日本社会や日本法についての入門教育を行い、3年目には「学年論文」と呼んでいる法学の専門的な研究レポートを日本語で執筆するまでに鍛えあげる点にある。現地トップ校の法学部卒業資格と共にこのプログラムを修了した卓越した学生たちは日本の大学院への留学、現地の日系企業に就職、また現地政府の行政官や法律家として巣立っている。

このプログラムのために、名古屋大学から法学担当と日本語担当の特任講師が一人ずつ常駐し、現地の日本語講師（常勤・非常勤）と共に教育にあっている。その上、日本から短期派遣される大学教員や法律専門家、また現地滞在中の法整備支援長期派遣専門家の方々にも講演や授業でのスピーカーをお願いしている。

2020年に入ってからCOVID-19の世界的流行により、この教育プログラムはこれまで経験したことのない多大な影響を受けることとなった。また、CALEが展開する共同研究のあり方も大きな影響を受けている。

各国の日本法教育研究センターの状況

2020年8月初旬時点の各センターの状況をご紹介します。

【モンゴル】

モンゴルでは、2月中旬から日本など感染国からの定期便運休など、国内感染者が出る前から厳しい防疫措置がとられていた。国内での感染者発生確認後には全ての国際線定期便が運休し、食品以外のすべての小売り・サービス業が営業停止となった。現在は小売業・サービス業は衛生管理徹底の上での再開が認められているが、集会制限や娯楽施設の営業停止、12歳未満の子どもへのサービス提供自粛などの防疫措置は引き続き実施されている。3月下旬より外国人は入国禁止である。このような厳しい防疫対策にもかかわらず5月以降ロシアからのチャーター便の帰国者たる感染者が急増した。

後期開始の2月3日より大学を含む全教育機関が閉鎖され、一時ウランバートル地方

間の交通制限がなされ、学生は冬休みに地方に帰省したまま大学に戻ることもできなくなった。モンゴル国立大学と同様に日本法教育研究センターもオンライン授業を実施し、なんとか5月末で学期終了を迎えた。一部のセンター教員は週1～3回大学に出勤することはできた。特任講師の一人は所用で日本帰国中に国境が閉鎖され、その後再渡航ができないまま、「国際オンライン」授業を行っている。オンライン授業はおおむね順調だったが、やはり地方在住者を中心にインターネット環境の問題も若干発生していた。

【カンボジア】

3月から国際線大幅減便となり、近隣諸国との国境も封鎖された。3月下旬には感染ハイリスク6ヶ国からの入国禁止。4月上旬には、州間など国内移動も禁止。クメール正月(4月14日～16日)も延期。5月下旬にすべての入国禁止が解除されたが、入国する全外国人に対するPCR検査も開始された。3月下旬からの観光ビザ、e-visa、到着ビザの発給停止は、現在も継続中である。さらに、入国する場合は、防疫措置のためのデポジット3,000米ドルが必要となっている。

3月16日より大学を含む全教育機関が閉鎖となり、日本法教育研究センターも3月23日からオンライン授業を開始した。幸いなことに教員は大学に出勤できたため、多くのセンター教員は出勤して業務にあたっている。予想したよりは学生のインターネット環境は良好なようであるが、授業中の予期せぬ切断などはやはり発生している。低学年の学生には通常より時間をかけて授業を実施するなどの対応もとって、7月には学期を終了することができ、また「修了式」も実施することができた。プノンペン市内には5月以降は活気が戻っているが、大学再開、つまり対面授業の再開時期は未定となっている。

【ベトナム】

3月上旬以降、公安による在留外国人の管理が強化され、3月下旬より全外国人の入国停止、国際線大幅減便となった。3月下旬首相指示により市民の自宅待機要請がなされ、生活必需品以外のすべてのサービス業に対して休業要請。国内線も大幅に減便され、公共交通機関も運休した。4月上旬には、マスク不着用、感染の隠蔽、飲食サービスの休止措置・集会制限の違反者への罰金や、ハノイ市通達による実質的な外出禁止など徹底した感染予防対策が取られた。4月下旬から休業要請や外出制限などを徐々に緩和し、国内航空便も90%以上が運行再開して国内旅行数も増えてきている。ただし、入国者に対しては、14日間の隔離を実施している。こうして封じ込めに成功したと思われていたが、7月になりダナンで市中感染が発生し、数万人の観光客が当地から待避する事態となっている。

教育機関関係では、テト休暇後、大学を含む全教育機関が閉鎖となり、オンライン授業に切り替えられた。一時教員も在宅勤務だったが、5月上旬に全国で大学が再開され、ハノイ法科大学内に設置されている日本法教育研究センターも5月11日から対面授業を再開した。オンライン授業中も、学生のインターネット環境は良好で、欠席・遅刻もほぼなしであった。しかし、日本から派遣されている特任講師は一人がハノイで通常通り勤務し

ているが、一人は日本に帰国してここでも「国際的」にリモート教育にあっている。

【ウズベキスタン】

ウズベキスタンではタシケント法科大学内に「日本法教育研究センター」を設置しているが、3月16日時点で大学を含む全教育機関が閉鎖となった。教員も原則として構内立入禁止である。その上、ウズベキスタン政府は地方出身学生は出身地に戻るよう指示を出した。センターではただちにオンライン授業に切り替えたが、とりわけ地方に帰省した学生のうちインターネット環境が悪い場合には、課題配布で代替するしかない場合もあった。在留邦人も日本政府チャーター便での帰国が促されたこともあり、2月から3月にかけて特任講師が相次いで日本に帰国した。特任講師によるオンライン教育は、ZOOMやTelegram（ロシア発のメッセージングアプリ）を活用して、文字通り「国際的」に行うこととなった。ウズベキスタン国内にいる現地日本語講師も同様であり、オンラインでの授業しかできていない。

日本法教育研究センターでのオンライン教育上の課題

こうした大学でのオンライン授業の展開は、日本の大学でも同様である。名古屋大学の日本人学生も留学生も原則としてキャンパスに入構できず、図書館サービスにも制約がある中、たいへんな苦勞をして勉強を続けている。大学教員の側でも、オンライン教育やリモート授業をどのように行うのかという大きな課題に、国内外を問わず直面している。リアルタイムのビデオ会議システムを利用した授業から、オンデマンドの動画ないし音声と資料（あるいは音声付きの資料）や、資料配布にとどめるものまでそのあり方は極めて多様である。これらに加えて、授業時間外の課題や試験のやり方もさまざまな工夫がされているところである。

リアルタイムの授業ではなくオンデマンドの授業が行われる主たる理由としてネット環境の問題もある。リアルタイム授業は動画通信のためどうしても大きな帯域幅を使用することから接続が不安定になる。日本法教育研究センターがある国々では、地方にまで高速回線網インフラが普及していない場合が多い。さらに、自宅にいる小学生から大学生までの兄弟姉妹が一斉にオンライン教育を受けるため帯域幅が不足し接続が不安定になる例も少なくない。日本でも学生用アパートの各室からみなが一斉に授業にアクセスするため、引き込まれている回線の帯域幅が不足し、やはり接続が不安定になっている例もある。

日本では4月に入学後一度もキャンパスを訪れていない新入生も少なくない。日本法教育研究センターがある国々では夏から秋口にかけて新学年を迎えるが、春先から夏にかけてオンライン授業を経験した受講生たちは、昨秋の入学後に少なくともしばらくの間は通常のキャンパスライフを送っており、教員ともまた同級生や上級生ともフェイス・トゥー・フェイスで交流した経験を有していた。これは授業や学習指導をスムーズに進めるための助けとなったと思われる。とはいえ、大学での学びは、「教員 vs 学生」だけでなく、学生同士の授業内外での「学び合い」も重要な要素である。対面授業がない状況が長期化すれ

ばするほど「学び合い」を実現して教育の質を高めるために、技術的な環境だけでなく、教員と学生そして学生同士の人間関係をいかに構築していくのかという配慮も重要となってくる。

日本では来年度に向けて入学試験のあり方や日程について種々の議論がされていることも周知のとおりである。そして、また新学期を迎えるにあたり、入学者選抜をどのようにするのかに各国がそれぞれ頭を悩ましている。既存の入学者選抜制度の違いはありつつも、一斉試験や面接試験をどのように実施するのかあるいはしないのかなどは世界中の大学の共通課題である。

各地の日本法教育研究センターは、パートナー大学の入学者（1年生）に対して、「日本語による日本法教育」プログラムの広報を行い、志願者の中から同プログラムへの新入生を選抜するのである。通常時であれば、大学の新生オリエンテーションなどの場で資料を配布し、希望者を集めての説明会を開催して、広報を行う。ところが、いかんせんこうした対面イベントが実施できるかどうか、はなはだ怪しい雲行きになっている。

現在、パートナー大学との調整を行い、協力も得つつ、大学新生に対するオンラインでの広報を行うための準備を進めているところである。例年、各センターは100人を超える志願者から20人から40人程度の受講生を選抜している。学生が登校できない中で、日本法教育研究センター新生選抜試験をどうやって実施するのかという問題も出てくる。おそらく面接試験はオンラインで行わざるを得ないし、また筆記試験のオンラインでの実施方法もチャレンジングな課題である。その後には、日本の今年の新入生と同様の、大学に登校したことがない大学一年生という事態が生じることになる。どのように新生と教員、新生同士、新生と上級生の人間関係を作っていくのかについてはさらなる創意工夫が必要となる。

それでもあるいはそれゆえに進む大学教育改革と共同研究

COVID-19が収まって「平時」に戻るまで耐え忍ぶだけであるというわけではない。例えば、ウズベキスタンでは、高等教育改革の大統領令が昨秋出され、それを受けて4月末には法学教育改革の大統領令が出されている。以前各地にあった法学部が廃止され、日本法教育研究センターが置かれているタシケント法科大学が法学一般を教える唯一の教育機関であった。タシケント法科大学は「基幹的高等教育研究施設」のひとつとなり引き続き法学教育の中心的な役割を担う一方で、サマルカンド、ナマンガン、テルメズの各国立大学に法学部が設置される。タシケント法科大学ではさらなる国際化を進めるため、「国際法・比較法学部」を設け、日本法教育研究センターは組織的にはこの学部位置づけられることとなる。

従前よりe-Government政策がとられており、その一環としてタシケント法科大学もe-University化を進めることも大統領令に改めて示されている。期せずしてe-Universityは春先からある意味では大きく進んだわけである。他にもドイツ法教育研究センターが設置され具体的な運営に向けての調整がされていたり、

イギリスや中国とも協議を進めているようである。日本で学部を「新設する」となると数年かかりの事業であるが、今年の秋学期からこれらの組織改革は実施されるのであって、COVID-19の影響など感じられないペースで教育改革が進んでいる。旧社会主義国たる体制移行国であるのでこの迅速な動きは驚くことではないかもしれない。

ほぼ強制的にオンライン授業や会議の経験を積み、しかもこの状態が暫く続くという見込みのもと、教育だけでなく研究分野でもオンライン化が進んでいる。「平時」と比較にならないほど国際的なオンラインイベントが盛んに行われるようになっており、また参加することも容易になっている。時差の問題を除けば、世界中からシンポジウムや会議にスピーカーも聴衆も参加できるからである。

国連創設75周年を受けてOHCHR（国連人権高等弁務官事務所）とウズベキスタン国立人権センターなどが開いた人権関係のオンラインシンポジウムは、6月11日、26日、8月12～13日と開かれていて、私自身も聴衆としてすべて参加できた。

CAL Eと名古屋大学法学研究科も、8月10～11日にはタシケント法科大学、ウズベキスタン国立人権センター、ミュンヘン東欧法研究所（ドイツ）、レーゲンスブルク大学（ドイツ）、メルボルン大学ロースクール（オーストラリア）と共催して立憲主義にかかるワークショップを開催した。これまでにない多数の参加者を得ることができたが、これはオンライン開催による点が多い。

人間の移動を伴わないので、事務方の準備作業がものすごく軽量化される。査証も航空券もホテルも手配する必要がないし、レセプションや食事の手配も不要である。さらにプログラム日程が柔軟に組めるというメリットがある。人が集まるときにはせっかくなので朝から晩までプログラムを詰め込むことになりがちである。一日中、こうした会議やイベントに参加するのは有意義ではあるがストレスフルでもある。オンラインイベントならば、一日に少しずつ数日に渡るプログラムを組むこともできるし、それはまた潜在的聴衆にとっても都合をつけやすいためたくさんの方が参加できることにもなる。

しかし、「対面で会ったことがない人」と人間関係を作り上げつつ、国際交流を深く発展させるという課題が出てくることは、先に触れた大学教育と共通している。他方で、国際的な法整備支援や人材育成、法学研究・交流のあり方は、もはや以前の姿に戻ることはないと思われる。しばらくの間はWith Coronaしながら、After Coronaの法学教育と国際交流のさらなる展開に向けて引き続き努力していきたい。